

平成 27 年（行ウ）第 328、392、540 号 年金減額改定取消請求事件

原告 金子民夫ほか 727 名

被告 国

進行についての意見書

2016 年 6 月 22 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A2 係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 淵脇みどり

同 黒岩哲彦

同 加藤健次

同 今野久子

同 小部正治

同 金井克仁

同 本田伊孝

同 新井章

同 潤上隆

同 千葉恵子

同 山 田 大 輔
同 八 坂 玄 功
同 齊 藤 園 生
同 鈴 木 麗 加
同 関 本 正 彦
同 佐 藤 誠 一
同 鈴 木 亜 英
同 河 村 文
同 三 浦 祐 哉

1 昨年 12 月 2 日、第 1 回口頭弁論手続では原告本人 3 名が法廷で口頭意見陳述をしました。原告ら代理人は、本年 3 月 2 日の第 2 回口頭弁論期日においても、原告本人の口頭での意見陳述を求めましたが、認められませんでした。

しかし、本件訴訟において、原告らの生活実態は、請求原因事実として極めて重要です。次回期日から、毎回原告本人の口頭意見陳述を認めていただき改めて、意見書を提出し、申し入れをいたします。

2 宪法 25 条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む生存権を保障しています。

高齢者は、健康上の理由から、働きたくても働けない、就労の受け入れもなく、実際には、その生活は大きく年金に依拠しています。

年金引き下げにより、原告らの生存権は侵害され、生存への将来に向けてのさらなる不安が拡大しています。一方で、消費税の増税、健康保険料、介護保険料などの負担増が重なると、年金額の実質的価値は著しく低下します。原告らの生活実態からは、その生存権侵害の深刻な実態、貧困と、老いへの悲痛な恐怖の叫びが浮き彫りにされています。

3 憲法 13 条は幸福追求権、憲法 29 条は財産権を保障しています。原告らは皆、就労期間を通じて、長期にわたり年金の保険料を納めてきました。原告らの年金受給権は、かかる人生をかけた長年の努力の成果です。

人には、自分の人生を通じて、幸福を追求し、自分の努力で、老後の人生設計において年金という重要な財産権を取得する権利があります。これは重要な自己決定権です。年金切り下げは、憲法 13 条に定める人格権、憲法 29 条に定める財産権を侵害します。

原告らが、どのような生活の中で、将来の人生設計に向けて、どのように保険料を払い続けて、どんな思いで、その財産権を構築してきたのか、その生活実態こそ、重要です。

4 原告らは、次回までに(早期に) *アンケート結果をもとに、原告らの生活実態について準備書面を提出する予定です。

*当弁護団では本年 1 月 20 日から 2 月 13 日までの期間、全原告 728 名を対象に「原告・生活実態アンケート」を実施

5 原告一人一人の歩んできた人生はそれぞれ多様であり、生活歴、就労歴により、保険料を納めてきた歴史、苦悩も様々です。また、現在の生活についても、受給している年金の金額や、家族構成などによって、生存権が侵害されている状況も、千差万別で、到底一言で説明し尽くせるものではありません。

まさに、この様々な生活実態を真摯に見つめることなくして、真に本件訴訟における国の政策の違法性の根幹をなす重要な請求原因事実を判断することはできないのです。そして、その生活実態の一つ一つに耳を傾けることにより、全国で、このように条件の異なる原告ら 4000 名以上が、等しく年金の切り下げの取消を求め、提訴に踏み切ったという事実の真の重みが分かるのです。

6 本件訴訟においては、原告らは、今後、本人尋問や詳細な陳述書等の証拠で、これらの生活実態の証拠調べを請求する予定です。

しかし、それだけでは、かかる多様な人生における生活実態、被害実態を明白にするには不十分です。

原告らは、裁判所に対し、次回期日以降、毎回の口頭弁論期日において、一人一人の原告が、その生活実態を口頭で陳述する機会を設けて、その声につぶさに耳を傾けられるよう、申し入れます。

7 本件年金切り下げは、基本的人権を侵害するものです。

まさに、アンケートに記載された、原告の声をそのまま借りるとすれば
「これ以上切り詰めるところがない、より具体的にと言えば命を切り詰める以外あるまいと思います。」

という叫びこそが、本件訴訟を提訴した原告らの痛切な思いです。

わずか一人5分、二人で10分程度の短い時間です。

決して訴訟の進行を妨げるものではありません。どんな協議より、重要です。

生の声を聴かずして真の法的判断は出来ません。よろしくお願ひいたします。

以上